

アメリカの16州の「美術教育基準」にみられる DBAE との関連性について

ふじえみつる

美術教育講座 (美術教育学)

What Theory of DABA has influenced on the 16 States Standards for Visual Arts in the U.S.

Mitsuru FUJIE

Department of Fine Arts, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1. はじめに

アメリカ合衆国 (以下「アメリカ」または「米国」とする) での教育改革では、いわゆる「スプートニックショック」(1959年)を受けての1960年代のものと、日本やドイツなどとの経済摩擦のもとに出された「危機に立つ国家」(1983年)を受けての1980年後半からのものとが注目される。美術教育に関しては、1960年代の改革の底流を受け継いだ DBAE (Discipline-Based Art Education) が80年代に大きな運動となり、全米的な規模で美術教育の理論とその実践を促してきた。

そして、アメリカが経済戦争に勝つための教育改革の方向性を示したのが、1993年に議会を通過し翌年から適用された「2000年の目標：アメリカの教育法 (Goals 2000 : Educate America Act)」であった。この中で、「英語、数学、科学、外国語、公民、経済学、芸術 (the arts)、歴史、地理を含む教科」が公立学校で必修とされ、さらに「アメリカのすべての学校は、すべての児童・生徒が、責任ある市民、学習の継続、そしてアメリカの近代経済における生産的な職業人として準備ができるように、生徒の知力 (minds) を十分に活用するように学習することを保証する」とされている。その教育法を受けて、必修とされた当該教科は、それぞれの基準 (standards) を作成することになった。

「2000年の目標」にみられる動きは、自然科学における優秀な研究者を養成することが主眼であった60年代の理数系を中心とした改革とことなり、経済戦争に勝つための「生産的な職業人」を養成するために全体の底上げをねらっている点に特色がある。全体の底上げのためには競争原理が導入される。競争の劣敗を決めるためには、共通の学習内容と評価の観点が必要になり、学習内容と評価の方法、手続きの明確化が求められる。そして、全米共通の基準が導入されたが、連邦

政府による州や地域での教育活動への発言権が高まることを危惧する声もある。さらに、州政府が各都市や学区に全米基準に準じた州基準を示している。それはカリキュラムそのものではなく、地域でのカリキュラム作成の指針だということが、どの州でも繰り返し強調されるのは、そうした危惧を払拭するためでもある。

美術を含む芸術教育も、そうした大きな流れに巻き込まれていく。「芸術 (arts)」の全米基準では、ダンス、音楽、演劇、美術 (視覚芸術) に関連するそれぞれの学会が共同で「芸術」共通の原則を確認し、さらに、その原則に準じて、各教科の基準が作成された。美術教育では、全米美術教育学会 (NAEA: National Art Education Association) が組織をあげて検討を続け、関係者への周知や意見聴取を経ながら、1994年3月に「全米視覚芸術 (美術) 教育基準 (National Visual Arts Standards)」を公表した。¹

以上、概観したような現状を踏まえて、美術教育の全米基準とそれをうけた各州レベルでの州基準のいくつかの事例を、検討していきたい。

2. この研究の目的について

この研究の目的は、アメリカの教育改革、特に美術教育の事例から、日本の美術教育の今後の展望をうるための視点を探ることである。そのためには、全米美術教育基準の概要を確認した後で、以下のような観点から論を進めていきたい。

- (1) 各州の美術教育の基準の構成要素のうち、領域 (scope) の分類の仕方の傾向を知る。
- (2) 1980年代以後のアメリカの美術教育において全米規模での影響力を持ってきた DBAE (Discipline-Based Art Education) の各州基準への影響を確認する。
- (3) 全米統一基準が、州という地域単位でどのように

地域化されていくか (localized) を検討し、さらに、都市や学区単位での実践的なカリキュラムへの移行の方向性を探る。

3. 全米美術教育基準について

3-1. DBAE について

全米基準について紹介する前に、全米基準以前に全米規模での美術教育運動を展開してきた DBAE の考え方を簡単に紹介する。DBAE は、1980年代にGetty財団の援助を得て進められてきた美術教育運動で、自己表現をめざす制作活動を中心としてきた従来の美術教育に対して、鑑賞や批評、美術の生活における意味を考える活動を、制作を含む4つのディシプリンとして採用した。そのディシプリンは、時代によって意味する内容が少しずつ違ってくるが、基本的には以下の4つのタイプになる。²

- ・美術制作 (作品の制作とそのための知識・技能)
- ・美術批評 (美術作品の記述、分析、解釈等)
- ・美術史 (美術の文化的、歴史的な意味づけ)
- ・美学 (人生や生活へ美術を活かすことの意義)

「美学」というと一般には哲学的な講壇美学が思い浮かぶが、ここでの美学は、生活において美術を鑑賞したり制作したりすることの個人的、社会的な意義を問い、実感し、確認するという意味で使われている。

1990年代になると、DBAE も批判を受け容れながら、多元文化主義、ジェンダー論、現代美術、新しいメディアなどを包括し、初期の DBAE 論から大きく脱皮していく傾向もみられ、「新 DBAE」³などと呼ばれることもあるが、全米レベルの統一性を求め、制作・表現活動だけでなく批評・鑑賞活動を重視する姿勢は変わらない。さらに、Getty財団による推進もあって、「美術」教育のディシプリン論から、広く、「芸術」教育全体のディシプリンへと拡大されて、「Discipline-Based Arts Education」になったという指摘もある。⁴ちなみに、NAEA が刊行した全米基準の解説書には、DBAE については一言も触れられていない。

DBAE については他の論文でも検討してきたので、⁵ここでは、全米美術教育基準と各州基準との関連を考察するのに必要な範囲の紹介にとどめたい。

3-2. 全米美術教育基準について

この全米基準については、その概要が日本でもすでに紹介されているし、⁶筆者も別の機会にその問題点を検討してきたので、⁷ここでは、その基本的な考え方と内容の確認にとどめたい。

全米基準は、表2のように、縦軸の内容基準 (contents standard) と横軸の達成基準 (achievement standard) から構成される。これらの基本構成は各芸術教科に共通する。内容基準は、カリキュラムの領域区分に相当するもので、6つに分けられる。それらは、芸

術教科において、生徒が知り、そして、できなければならぬこと (知識・技能) を特定している。達成基準は、「K-12」(幼稚園-高校3年)の間が、「K-4」、「5-8」、「9-12」の3段階に分けて示されている。これは、「4-4-4」のミドルスクール型を前提にしている。もちろん、アメリカでは各州、各学区によってこうした制度は異なるので、最近増大している「4-4-4」をタイプとして選んだのであろう。⁸そして、達成基準は、「生徒は…する」というように、各段階の終了までに「獲得すべく期待される能力 (competency)」とされ、行動目標の形で文章化されている。

芸術教科を必修教科とすることは、既に述べたように「2000年の目標」法に定められているが、基準そのものはカリキュラムではなく、各地で独自のカリキュラムを作成するための指針であり、その基準を採用するかどうかは強制ではない、ことが強調される。

ここでは、後で述べるような各州での内容基準との比較のために、次のように、6つの内容基準の項目を確認しておきたい。

- ・材料・技法・過程 (手順) を理解し応用する。
- ・構成や技能に関する知識を活用する。
- ・主題、象徴、構想を選択し評価する。
- ・歴史と文化に関連させて美術を理解する。
- ・自他の作品の特色や価値について考察し評価する。
- ・美術を他の教科と関連づける。

「理解し応用する」、「知識を活用する」、また「選択し評価する」などの言い表し方からわかるように、行動目標として設定され、しかも、観察や認知から得られた知見を制作に応用するとか、主題や象徴などの意味を理解しそれを効果的に使うなど、制作と鑑賞の一体化が意図されている。また、美術教科と他教科との関連づけを一つの項目として設定しているのは、美術教育が決して特殊な教科ではなく、他の学問的な教科 (academic subject) と同じく、一般教育としての意義をもっていることを確認するためである。

4. 各州基準の内容基準について

4-1. 州基準への適用状況

表3は、16の州について、その芸術、または美術(視覚芸術)の内容基準に該当する部分を抜き出して整理したものである。これらの16州を選んだのは、たまたま、インターネット上での検索が容易であったというのが大きな理由である。2002年の調査では、芸術(arts)に関して州基準を作成しているのは、34州とされる。さらに、一部で試行、準備中の6州を含めれば、全米51州のうち40州が作成していることになる。⁹しかし、その調査では、一部試行、または準備中とされる州(表3のインディアナ、ニューヨーク、ニュージャージー、オハイオ、ウエストバージニアなど)でも州基準は公

表されているので、それを州全体に適用しているか、適用に関して学区などの裁量に任しているかどうかのちがいと考えられる。今後、すべての州の実状を調査しなければわからないが、1994年の全米基準を受けて、教科間のばらつきはあっても、ほとんどの州で基準そのものは作成、公表されていくことが推測できる。公表、または適用された年代は、全米基準が示された1994年以降であるが、既に、アラスカなど、一部、改訂された基準もある。

4-2. それぞれの州基準の内容基準について

表3で「内容基準」として整理された内容は、「芸術」全体 (arts, fine arts) に共通するものであったり、「美術、視覚芸術 (art, visual arts)」だけのものであったりする。多くの州では、内容基準の領域 (scope) に相当する部分は、芸術全体に共通するが、達成基準の部分では、美術 (視覚芸術) などの個別的な学習活動について述べている事例が多い。表3では、学年段階の系統性に関しては、紙幅の関係で省略した。義務教育年限も12年、9年とさまざまであり、「4-4-4」も、「K-12」までの段階を各学年別に達成基準を示す場合もあり、「K-8」までは各学年、「9-12」は4段階に分ける場合もあり、多様である。系統性の問題は、また、別の機会に検討していきたい。

こうした内容基準に関して、各州を比較対照した研究は、手元にあるいくつかの美術教育雑誌を見たかぎりでは、アメリカでも、まだ、ないようである。

内容基準に関して、項目数からいうと3つから6つに分散している。それを表1にまとめてみる。

3項目の2州の事例をみると、イリノイの「1. 芸術言語」では、感覚的な要素に関する意味論と芸術間に共通する文法に関する統辞論的な扱いになっている。「2. 手順、知識、技能」では、作品が生み出される過程を理解するための演示 (performance) や創作という位置づけに、情動的な自己表現よりも手続きを踏んだ創作体験そのものを重視する傾向がうかがえる。「3. 芸術の役割の理解」は、全米基準の4と5に対応する。オレゴンの事例は、イリノイに比べると、より直截に、「制作、批評 (認知)、美術史」といった大まかなわけ方になっている。

4項目の事例では、アラスカが、芸術全体を通して、

表1 16州の内容基準項目数

項目数	州の数	州名
3	2	イリノイ、オレゴン
4	6	アラスカ、ミズリー、ニューヨーク、オハイオ、テキサス、ユタ
5	4	カリフォルニア、ハワイ、インディアナ、ロードアイランド
6	4	ニュージャージ、ノースキャロライナ、ウエストバージニア、ウィスコンシン

DBAE の4つのディシプリンを忠実に受けついでいる。DBAE にもとづく研修内容を参照にしたことは、その基準作成の担当者が認めている。¹⁰ミズリーも「芸術史-芸術批評-美学-制作 (演示)」といったDBAEのディシプリンを、忠実に反映している。ニューヨークの事例は、大きく制作と鑑賞の区分をしているが、DBAE の4つのディシプリンの内、「4. 文化的な次元」で美術史と美学を統合している。オハイオの事例は、「1-4」が「芸術史-制作-芸術批評-美学」という形で対応している。テキサスの事例も、「1-4」が「批評-制作-芸術史-美学」に対応する。ユタでは、芸術全体ではなく、特に「視覚芸術」について、全米基準の「理解→応用」という形の鑑賞と表現との一体化を4つの項目に集約している。

以上の4項目の事例では、DBAE の4つのディシプリンに直結するものがアラスカ (1995年制定)、ミズリー (1996年制定) と2州あったことが注目される。全米基準は1994年に公表されているので、それを踏まえて検討された州基準がDBAE の4つのディシプリンに直結しているという事実は、DBAE と全米芸術 (美術) 教育基準との連続性が、少なくともこれらの州の担当者には意識されていたといえよう。

次に5項目の事例を検討しよう。カリフォルニアでは、最後の「5. 結合・関連・応用」という全米基準に直結する項目を除いた4項目は、「1. 美術批評、2. 制作、3. 美術史、4. 美学」という形でDBAE の4つのディシプリンに対応している。ただし、基準を規定する「枠組み」では芸術全体に共通する4つの要素 (components) として「芸術的知覚、創造的表現、歴史的・文化的な状況、美的な価値付け」というDBAEのディシプリンをそのまま掲げている。カリフォルニアはDBAEを推進してきたGetty財団の本拠地でもある。ハワイでは、全米基準の鑑賞と制作との一体化をはかりながらも、「5. 他教科との結びつき」を除いて、「1. 制作、2. 美術批評、3. 美術史、4. 美学」というDBAEの4つのディシプリンに対応している。インディアナでは、「5. 職業と地域社会」の項目を除いて、他の4項目は「1. 美術史、2. 美術批評、3. 美学、4. 制作」に対応している。しかも、4項目のうち、「制作」以外を、「美術への反応」として大きくまとめ、それを「歴史/批評/美学」としている。州基準の前書きで、全米基準と並んで、DBAE を参照にしたと述べられているように、80年代からのDBAEの4つのディシプリンに直結している¹¹。ロードアイランドでは、「1. 制作 (演示)」の他に用語の学習も含む広い意味での「4. 用具」の項目を設けて、その習熟を強調する点で、独自性をもつ。しかし、5項目の事例では、ロードアイランドを除いて、すべてが「5. 他教科や職業とのつながり」以外では、DBAE の4つのディシプリンに対応するという点で共通している。

次に6項目の事例について検討しよう。6項目は全米基準の項目数と一致するが、ウエストバージニアが全米基準をほとんどそのまま踏襲している以外は、全米基準とは異なる観点から項目の分類をしている。ニュージャージーでは芸術教科全体に共通する知識・技能の獲得に重点が置かれている、これは、全米基準の内容基準で示された「生徒が知ること、できること」の基本を踏まえている。ノースキャロライナとウィスコンシンでは項目の順番は異なるが、ブルーム流の行動目標分類を思わせる点で共通している。ただ、ノースキャロライナでは、達成すべき「能力目標 (competency goals)」として示された8つの項目の6つに全米基準との対応が明記されている。ウィスコンシンでは、「2. 為すこと (制作)」と「6. 創造すること」を分けているが、その「創造すること」を全米基準の「6. 結合」の内容と対応させ、「断片的な知識や経験を統合する」活動として「創造」を掲げているが、美術教育の基準全体からいえば、一般的な用語法ではない。

ウエストバージニアとノースキャロライナは、全米基準と直結する項目を提示している。ニュージャージーでは、直接的な対応はないが学習すべき「知識・技能」を重視している点が注目される。ウィスコンシンでは、当該の教科を「美術+デザイン (art and design)」という他の15州にはない名称にしている点で「純粹美術 (art, fine art, visual arts など)」に偏らないようにデザインなどにも配慮している点に特色がみられる。

5. ま と め

この研究は、DBAEと全米美術教育基準が今後、アメリカの美術教育での実践にどのような影響を与えていくかを探る一歩にすぎない。既に、全米基準をもとにした評価の観点も NAEP (the National Assessment of Educational Progress) から示され、教育関係者の関心は、評定 (assessment) とその計測 (measurement) 法に向けられている。評価について検討していくことは教育改革の行く末を確認するために必要であり、今後の課題としたい。

次に、最初に述べた研究目的に照らして、まとめとしたい。

5-1. 「領域 (scope)」の分類について

16州の芸術 (美術) 教育の基準から、その内容基準の項目のわけ方について検討してきたが、そのわけ方を全米基準のように「芸術」全体に共通させているのは、9つの州である。ただ、カリフォルニアのように州基準を規定する「枠組み」だけは芸術全体に共通する項目分けを示しているところもあり、大勢としては、内容基準は芸術全体に共通させる全米基準タイプが多い。そして、一つの項目に、「理解し、応用する」とか

「知識を実証する (demonstrate)」などのように観察や分析を含む鑑賞体験から得られた知見や制作手順の理解を実際に応用するという例が多い。これは、「鑑賞と表現との一体化」を目指したものと見える。しかし、そこには、制作 (making art)、創作 (creating)、表現 (expression) などの用語が多様な文脈で使われている。ウィスコンシンでは「為すこと (doing)」と「創造する (creating)」が異なる意味で使われていたが、観察、分析、経験したことの再確認としての制作から、個人的な価値を伝えるための自己表現のどれを指すのか、達成目標の分析など、鑑賞と表現との一体化の可能性を確かめるのも、今後の課題の一つである。

5-2. DBAE と各州基準との関連

DBAE に関しては、全米芸術教育基準の解説では一言も触れられていない。しかし、州基準のいくつかは既に検討したように直接的 (アラスカ、ミズリーなど)、間接的 (ハワイ、インディアナなど) に、DBAE の影響を受けていることが確認された。さらに、美術に限らず芸術全体に共通する項目分けが DBAE の4つのディシプリンに対応している点も注目される。DBAE が、ART を超えて ARTS の教育の原理となっていくというグリア (Greer, W. D.) の指摘を裏付けるものといえる。¹²

以上の点からも、基準以前の全米規模の美術教育運動であり、全米規模のカリキュラム作成指針を提案してきた DBAE が、全米基準の先駆けとなり、州基準の下地作りをしてきたといえよう。

5-3. 基準からカリキュラムへの道筋

全米基準が、州という単位で、どのように地域化されるかは、ここでの検討でその一端が解明された。新しい全米基準を踏まえながらも、定着しつつあった DBAE の考え方をすべりこませる、あるいは、全米基準の中に従来の DBAE との親縁性を、意図的に導入していくかのちがいはあっても、今後は、全米統一基準が、州という地域単位から、さらに、都市や学区単位での実践的なカリキュラムへと地域化されていく (localized) 筋道を明らかにしていくことが課題になる。それには、ここでのように鳥瞰的な見方ではなく、特定の州の、特定の都市や学区の基準や文書カリキュラム、そして教室での実態をみていく必要がある。

そうした筋道を明らかにすることは、学習指導要領という全国カリキュラムを掲げながら、地域や学校の実状に応じた多様化、個性化を進めていこうとしている日本の教育改革にとっても一つの指針となるであろう。

表2 全米美術基準の内容基準（領域）と達成基準（系統性）の構成表

内容基準	達成基準〔各項目の主語は「生徒」で、「生徒は…する (Students…)」という形になっている〕		
	幼稚園-4 学年	5-8 学年	9-12 学年
1. 解・応用 材料・技法・過程の理	a) 材料、技法、過程の違いを知る。 b) 材料、技法、過程の違いが、どのように異なった反応をひき起こすかを述べる。 c) 構想、経験、物語を伝え合うために様々な材料、技法、過程を使う。 d) 安全に他人に迷惑をかけずに素材や用具を使う。	a) 材料、技法、過程を選ぶ。構想を伝えあうのに何が効果的か効果的でないかを分析する。自分の選択の効果を吟味する。 b) 自分の構想したことを豊かに伝えあうために、材料、技法、過程の特質や特徴を意識して活用する。	a) 材料、技法、過程を、自分の作品で思い通りに使えるように、技能と自信と感受性をもって使いこなす。 b) 自分の構想を伝えあうことが、どのように用いる材料、技法、過程と関連するかを理解したことがわかるように、美術作品を思い起こし、かつ、創作する。
2. 知識の活用 構成や機能に関する	a) 構想を伝えるために、美術の視覚的な特性と目的にもいろいろあることを知る。 b) どのようにして、異なる表現特性や組み立ての原理が異なる反応を引き起こすかを説明する。 c) 構想を伝えるために、美術の視覚的な構成と機能を用いる。	a) 視覚的な構成や機能の効果について法則化し、自分自身の作品での、その効果を吟味する。 b) まとまった構成を用いて、構想を伝えあうときに、何が効果的であるかないかを分析する。 c) 構想をよりよく伝え合うために、美術の構成と機能の特質を選択し、使用する。	a) 美術の商業的、個人的、地域的などの目的を果たすために、美術の特徴や構成についての判断し弁護する能力を示す。 b) 組み立てられた構成や機能に関する美術作品の効果について評価する。 c) 特定の美術上の問題を解決するために、組み立ての原理と機能とを使った美術作品を創作する。
3. 構想の選択・評価 一定の主題、象徴	a) 美術作品の期待される内容を探究し理解する。 b) 意味を伝えあうために、主題、象徴、構想を選択し、用いる。	a) 自分たちの作品で意図された意味を伝えあうために、視覚的、空間的、時間的な観念と内容を統合する。 b) 作品において意図された意味を伝える、背景、価値、美学に関する知識をはっきりと示す主題、テーマ、象徴を用いる。	a) 美術作品が、どのようにして視覚的、空間的、時間的、機能的に異なっているかについて吟味する。 b) 自分の作品に、主題、象徴、構想を適用し、日常生活における問題解決で得られた技能を用いる。
4. 歴史と文化に 関連させた美術の理解	a) 美術が歴史とさまざまな文化的と特別な関係があることを知る。 b) 特定の文化、時代、場所に属する美術作品を特定する。 c) 美術作品を制作し研究する際に、どのようにして歴史、文化、美術が相互に影響しあっているかを確認する。	a) さまざまな時代や文化圏における美術作品の特徴を知り、比較する。 b) 多様な造形品を、歴史的かつ文化的な文脈において、記述し、位置づける。 c) 時間や場所の要因が、どのようにして、美術作品に意味や価値を与える視覚的な特性に影響を与えるかを分析し、説明し、実証する。	a) 美術作品の目的と特性に関して、歴史的、文化的な背景の多様性を識別する。 b) 異なった文化、時代、場所にある特定の美術品の機能について説明し、意味を探究する。 c) 歴史、美学、文化に関して、美術作品相互の関係を分析する。その分析で得られた結論を正当化したり、自分自身の制作を知らせるために用いたりしながら分析する。
5. 義についての 他の作品の特色や 意味や評価	a) 美術作品を創るのには、様々な目的があることを理解する。 b) 人々の経験が、どのようにして美術作品の展開に影響するかを述べる。 c) 特定の作品にも様々な異なる反応があることを理解する。	a) 美術作品を創作する際の、多目的な目的を比較する。 b) 文化的、美学的な探究を通して、特定の作品における現代的、そして歴史的な意味を分析する。 c) 自分自身の作品や様々な時代や場所からの作品に対する一人ひとりの反応の違いについて記述し、分析する。	a) 作品を創る人たちの意図を確認し、様々な目的の意味するところを探究し、特定の作品における目的の分析を正当化する。 b) どのようにして、ある作品が創られ、どのようにして歴史的、文化的な状況へと関連づけられるかを分析することで、美術作品の意味を記述する。 c) 美術作品を理解し評価する手段として様々な解釈を分析しながら吟味する。
6. 美術と他の 科目との関連づ	a) 材料を理解し使って、美術と他の芸術教科との特性の違いを知る。 b) 美術と他の教科とのカリキュラム上のつながりを確認する。	a) 同じ主題、歴史的区分、または文化的背景をもつ複数のジャンルの作品の特性を比較する。 b) 学校で教えられている他の教科の原理や主題が美術と相互に関連している方法を記述する。	a) 美術の素材、技法、材料（メディア）、過程を、それらが創作や分析において使われている他の芸術教科と比較する。 b) 特定の時代や様式にける美術の特性を、人文科学や自然科学における構想、課題、またはテーマと比較する。

表3 州別内容基準の分類一覧

州名	内容基準の項目	概要
Alaska	芸術(arts)	生徒は~できるようになる(Students should be able to~)
	1. 演示と創作 2. 芸術の歴史的、現代的な役割の理解 3. 批評と分析 4. 美と意味の承認	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術において創作したり演示(perform)したりできるようになる。 ・アラスカ、アメリカ、世界において芸術の果たす歴史的、現代的な役割について理解できるようになる。 ・自分や他人の作品について批評できるようになる。 ・芸術を通して生活の中の美に意味を認めることができるようになる。
California	視覚芸術(visual arts)	芸術全体の"枠組み"では「5. 結合…」を除く4項目が示される
	1. 美術的な知覚 2. 創造的表現 3. 歴史的・文化的な状況 4. 美的な価値付け 5. 結合・関連・応用	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚芸術に独自の言語と技能を通して感覚できる情報を進め、分析し、反応すること ・視覚芸術を創造し、実行し、それに参加すること ・視覚芸術の歴史上の貢献と文化的な状況を理解すること ・視覚芸術作品に関して、反応したり分析したり、判断をすること ・他の芸術領域や教科、そして職業に関して、視覚芸術において学習したことを結びつけ、応用すること
Hawaii	視覚芸術	
	1. 理解と応用(演示と制作) 2. 造形要素と造形原理 3. 歴史と文化 4. 創造的な思考、分析、解釈、判断 5. 他の芸術とか他の教科との結びつき	<ul style="list-style-type: none"> ・構想、経験、物語、主張にもとづいて独自の作品を創作しながら、視覚芸術の素材、技法、手順(process)を理解し応用する。 ・評価において視覚的に理解することを示し、視覚的な主題、象徴、隠喩を使う。 ・視覚芸術の言語で使われている造形要素と造形原理とを、確定し、理解し、応用する。 ・過去と現在における人々の生活で果たしている視覚芸術の役割を理解する。 ・記述、分析、解釈、判断を通して、自分の作品や他人の作品の意味、特性、価値について振り返る。 ・芸術教科以外の教科と視覚芸術、演示芸術と視覚芸術とを結びつける。
Illinois	芸術 (fine arts)	
	1. 芸術の言語を知る 2. 創作や演示を通して芸術作品がどのように生み出されるかを理解する 3. 過去や現在の文明における芸術の役割を理解する	<ol style="list-style-type: none"> 1) 芸術の感覚的な要素と組織化の原理、表現上の特性を理解する。 2) 一つの芸術分野、または異なる芸術間に類似と差異、つながりを理解する。 3) 芸術で使われている手順、伝統的な用具、近代の技術工学を理解する。 4) 一つ、またはそれ以上の芸術分野において創作し演示するのに必要な技能と知識を応用する。 5) 歴史、社会、日常生活において芸術がどのように機能してきたか分析する 6) 芸術が、どのようにして歴史、社会、日常生活を形成し、またしれらから影響を受けてきたかを理解する。
Indiana	視覚芸術	
	1. 美術への反応 (responding to art) = 歴史 2. 美術への反応 = 批評 3. 美術への反応 = 美学 4. 制作	<ol style="list-style-type: none"> 1) 生徒は、歴史的、社会的、政治的、精神的、環境的、技術工学的、経済的な事と関連させて視覚芸術の意味を理解する。 2) 生徒は、西洋や西洋以外の意義ある作品を知り、美術運動の時代的な展開を理解する。 3) 生徒は、美術作品や美術品を記述し、調査し、解釈する。 4) 生徒は、美術に関して見識をもって判断するために、判断基準を確定し応用する。 5) 生徒は、美術の意味や意義に関して、美術や美的なことがらの特性を振り返り議論する。 6) 生徒は、美術について理論を立て見識のある判断をする。 7) 生徒は、一定の主題、象徴、構想を、観察し、選択し、自分の作品において活用する。 8) 生徒は、造形要素や造形原理を理解し、自分の作品に効果的に応用する。 9) 生徒は、個人的な意味を伝える作品を創作するために、いろいろな立体や平面の形式、用具、手順を用いる技能を発達させ、応用する。(線描、彩色画、版画、陶磁器、彫刻/建築/宝石細工、織物、混合技法、ニューメディア) 10) 生徒は、問題解決技能や批評的な思考技能を用いて、作品を振り返り、修正し、洗練させる。 11) 生徒は、社会におけるいろいろな美術の専門家や職業について知る。 12) 生徒は、どのように美術経験が日常生活に効果があるかを理解し、美術

	5. 職業と地域社会	に専念できる機会を確かめる。 13) 生徒は、美術における知識と技能と他のすべての教科（人文科学、自然科学、技術工学など）との間のつながりを確かめ、結合させる。 14) 生徒は、ダンス、演劇、視覚芸術、メディア・アートを含む美術形式の統合的な正確を理解する。
Missouri	芸術(fine arts)	視覚芸術(visual arts) では「知識」と「技能」について段階別に示される
	1. 歴史／誰が、何を、いつ、どこで、を知ること 2. 批評／分析(～について、を知ること) 3. 美学(なぜか、を知ること) 4. 制作・演示(どのようか、を知ること)	芸術教科全体に共通する獲得されるべき基礎「知識」 1) 視覚芸術とか演示芸術の一つ、またはそれ以上の制作とか演示のために手順(process)や技法 2) さまざまな芸術形式の原理や要素 3) ダンス、音楽、演劇、視覚芸術の作品に関する知覚を説明する用語と作品の評価を説明する用語 4) 視覚芸術と演示芸術との相互関連、芸術と他の教科との相互関連 5) 歴史的、文化的な状況における視覚芸術と演示芸術
New Jersey	視覚及び演示芸術(visual and performing arts)	すべての生徒は、～するようになる(All students will…)
	1. ダンス、音楽、演劇、視覚芸術における美的な自覚を高める知識や技能を獲得する。 2. ダンス、音楽、演劇、視覚芸術の創作を通して、知覚的、知的、身体的、技術的な技能を洗練させる。 3. 芸術的な制作や演示を生み出すために芸術要素や芸術メディアを活用する。 4. 批評の手順に関する知識を実証する。 5. 時代を経て技術的に磨かれてきた伝統や現代の芸術を形成し続けているさまざまな歴史的、社会的、文化的な影響を確認する。 6. 空間、構成、物体、音、出来事の形式や機能を計画するデザイン技能を発達させる。	
New York	芸術(arts)	生徒は～するようになる(Students will…)
	1. 芸術を創作し演示し参加すること 2. 芸術の材料や資料を知ること、使うこと 3. 芸術作品を分析し、反応すること 4. 芸術の文化的な次元と貢献について理解すること	生徒は～するようになる(Students will…) ・芸術(ダンス、音楽、演劇、視覚芸術)における創作と演示を成す過程(process)に積極的にかかわり、芸術におけるさまざまな役割の参画する。 ・さまざまな役割を果たす芸術へと参加するために有益な材料や資料について知ることができて、活用できる。 ・個人の作品を、他人の作品や人間の努力や試作の他の側面と結びつけながら、芸術におけるさまざまな作品に批評的に反応する。 ・芸術的なコミュニケーションを形成する個人的かつ文化的な力の理解を高め、そして、逆に、芸術がどのように過去や現在の社会の文化を形成してきたかの理解を高める。
North Carolina	視覚芸術(visual arts)	学習者は…するようになる(The learner will～)。Competency Goal 1~8
	1. 知覚 2. 制作 3. 知識 4. 伝達 5. 評価 6. 結合	1) 美術を理解し制作するのに必要な批評的・創造的な思考と技能、知覚の意識を高める。 2) 材料、技法、手順を理解し応用するのに必要な技能を高める。(全米基準1) 3) 造形要素や造形原理を組み合わせる知識によって、作品を構成する要素を緊密な全体性へと組織化する。(全米基準2) 4) 作品において意図した意味を伝えるための主題や構想を選択し評価する。(全米基準3) 5) 歴史や文化との関連において視覚芸術を理解する。(全米基準4) 6) 自他の作品の特性とよさを振り返り、それを評価する。(全米基準5) 7) 視覚芸術と他の教科とのつながりに気づく。(全米基準6) 8) 趣味や職業としての芸術についての意識を高める。
Ohio	総合芸術(comprehensive arts)	「すべての学習者は…する(All learners will～)」
	1. 歴史的、文化的、社会的な状況 2. 個人的な表現と制作と演示	1) 人々の生活における芸術の役割を理解すること。 A. さまざまな時期や時代における、芸術と社会的、民族的、政治的、精神的、道徳的、経済的、環境的、技術工学的な問題との相互の影響作用を看破する。 B. 芸術の歴史、様式、伝統において見られる芸術的な表現の特異性と同様に共通性についても識別する。 C. 芸術教科と文化的な表現の他の形態との関連を発見する。 2) 芸術によってコミュニケーションすること。 A. 独自の芸術作品を創作するために、環境を知覚し、自分の構想、関心事、主題を発展させる。 B. 過程全体を通して、吟味し、評価し、改正し、応用するために、既にある評価規準や自分の評価規準を用いて、芸術作品を制作し改善する。 C. さまざまな芸術的なメディア、用具、資料、過程を、即興的に扱い、かつ、コントロールする。

	3. 芸術批評 4. 芸術の性質と意味	3) 芸術に反応すること。 A. 芸術形態(ジャンル)の顕著な特徴と質を記述し分析する。 B. 芸術形態において知覚された意味, テーマ, 雰囲気解釈する。 C. 適切な評価規準を用いて芸術形態を評価する。 4) 芸術を価値づけること。 A. さまざまな哲学的な観点から, 芸術形態の性格と意味について吟味する。 B. 芸術的な表現が, 思考, 感情, そして行動に効果を及ぼす方法を説明する。 C. 芸術と人生について, 新しい感受性, 標準, 信念を創りだす際の芸術家, 歴史家, 批評家, そして美学者の役割を認識し, 比較する。
Oregon	芸術(arts)=音楽, 視覚芸術, ダンス, 演劇, 映画を含む	
	1. 芸術を創作し, 演奏し, 提示すること 2. 芸術作品の芸術的な特性を知ること(recognizing) 3. 芸術が創られる歴史的・文化的な背景を理解すること	
Rhode Island	芸術(arts)	
	1. 創造/演示 (creation/performance) 2. 知覚(perception) 3. 状況(context) 4. 用具(tools) 5. 学際 (interdisciplinary)	1) すべての生徒は, 芸術作品を創作したり解釈したりすることで, 自分のまたはグループの表現にかかわるようになる。 2) 各々の芸術形式は考え方, 構造, メディア, 用具, 技法の独特の組み合わせをもっている。生徒は, 作品を創作し, 解釈し, 提示することにおいて内容に特化した知識を応用できるようになる。 3) すべての生徒は, 多数の感覚によって物体や構想を観察し経験する。 4) 生徒は, 個人的な選択をするための個人的な判断基準のセットを慎重に開発するために, 多様な芸術形式にじかに触れることが必要である。芸術的かつ人格的に成長するために, 生徒は, 他者からの建設的な意見を受け入れなければならない。 5) すべての生徒は, 個人的, 社会的, 文化的, 歴史的な状況の相互関連について理解するようになる。 6) どんな形態の芸術も, 文化や社会の大切な生産物であるのは世界共通である。芸術が生み出される状況を理解することは, 手順や制作について生徒の理解を多角的にする。 7) すべての生徒は, 適切な用語, 材料, 用具, 技法を学習し応用することで, 芸術形式の言語で伝達する能力を発達させるようになる。 8) それぞれの芸術教科は創作するための用具の独自のセットをもっている。生徒は, 質の高い作品を創作するために, これらの用具の使い方に習熟しなければならない。 9) すべての生徒は, 知識や技能を, 一つの芸術において, 芸術間において, 他の内容領域間において, 関連付けするようになる。 10) 同一芸術内, 異なる芸術間, 他教科との関係においてカリキュラムを統合することは, 学校や作業場で生徒が成功するように助ける技能を発達させ, 応用しやすくする。
Texas	芸術(fine arts)	
	1. 知覚 2. 創造的表現・演示 3. 歴史的・文化的な財産 4. 反応・評価	1) 生徒は, その環境から構想を発展させ組織化する。 2) 生徒は, さまざまな材料と適切な技法を使いながら, 独自の作品を創ることによって構想を表現する。 3) 生徒は, 人類の達成した記録としての歴史と文化について理解していることを実証する。 4) 生徒は 自分の作品や他人の作品について確かな情報にもとづいて判断する。
Utah	視覚芸術(visual arts) ※第3-6学年共通の中心基準(core-standards of course) Students will~	
	1. 生徒は, 材料, 技法, 美術的な手順について探究し洗練しようとする。 2. 生徒は, 美術の構造について, 分析し, 振り返り, それを応用しようとする。 3. 生徒は, 美術上の主題, テーマ, 象徴, 構想, 意味, 目的を選択し, それらを評価しようとする。 4. 生徒は, 文化, 歴史, その他のすべての学習と関連づけて美術を解釈し, 応用しようとする。 *目標項目(targets)では, 制作, 知覚, 表現, 状況分析(contextualizing)の4つに分けられる。	
West Virginia	視覚芸術(visual arts) ただし, 1-8学年は「一般美術」, 9-12学年は「美術」とされる	
	1. 材料, 技法, 手順を理解し応用すること。 2. 造形要素と造形原理とを用いること。 3. 一定の主題, 象徴, 構想を選択し評価すること。 4. 歴史と文化との関係において, 視覚芸術を理解すること。 5. 自他の作品について, その特性やよさを振り返り評価すること。 6. 視覚芸術と他の教科との間の関連づけをすること。	

Wisconsin	美術・デザイン (art and design)	
	1. 知ること (knowing)	1) 視覚的な記憶と視覚的な知識
	2. 為すこと (doing)	2) 美術とデザインの歴史, 市民権(citizenship), 環境
	3. 伝えること (communicating)	3) 視覚デザインと制作
	4. 考えること (thinking)	4) 実践への応用
	5. 理解すること (understanding)	5) 視覚伝達と表現
	6. 創造すること (creating)	6) 視覚メディアと技術工学
		7) 美術とデザインの批評
		8) 視覚的思考
		9) 個人的, 社会的な発達
		10) 文化的, 美的な理解
		11) (他の芸術, 他の教科, 職業との)関連づけ
		12) 視覚的想像力 (をもとにした創造活動)

注

- 日本語の「美術」と“visual arts”とが完全に一致するわけではないが、ここでは、教科名ということで、“visual arts”を「美術」と訳していく。ビジュアル・コミュニケーションなどが強調される場合には、「視覚芸術」とすることもある。全米基準の全文は、NAEA から刊行された印刷物は有料だが、(刊行物 ISBN 0-937652-65-2) インターネットのサイトから無料でダウンロードできる。ここで紹介している各州の基準もインターネットの州政府の公式サイトからダウンロードしたものが多く、URL は特殊なものではないので省略する。
- こうした4つのディシプリンの原則は、1987年にクラーク等によって示された。Clark, G. A. et al.; Discipline-based Art Education: Becoming students of art. *The Journal of Aesthetic Education*, 21(2), 1987, pp. 129-193.
- Hamblen, Karen; Second generation DBAE. *Visual Arts Research*, 23(2), Issue 46,98-106, 1977
- Greer, Dwaine W.; Development in Discipline-Based Art Education (DBAE): From art education toward arts education, *Studies in Art Education*, 34(2), 1993, pp.91-101
- ふじえ みつる, DBAEは何処から来て, 如何なるもので, 何処へ行くのか?, アートエデュケーション, 5(2), 18号, 建帛社, 1993, pp.4-13. または, 科研報告書(代表:ふじえ), DBAEの課題とその意義について(課題番号09680262), 2000

年。

- 国立教育政策研究所, 図画工作・美術科のカリキュラムの改善に関する研究—諸外国の動向, 2003年, 10月。
岡崎昭夫, アメリカの美術教育の動向, 美術教育の課題と展望(花篤實監修), 建帛社, 2000年。
- ふじえ みつる, 全米美術教育基準の成立とその課題について, 美術教育学, 第24号, 2004年。
- 表1では、「9-12」の「さらに進んだ(advanced)」の部分は省略してある。高校レベルでは, 芸術全体で週1時間の州が多く, 「熟達した(proficient)」目標がほとんどであると想定される。
- Key State Education Policies on PK-12 Education: 2002 Time and Attendance, Early Childhood, Graduation Requirement, Contents Standards, teacher & Licensure. (www.ccsso.org)
- Schwartz, Katherine A.; Effects of DBAE staff development on teaching art in Alaska. *Visual Arts Research*, The board of Trustees of the University of Illinois, 23(2), Issue 46,1997 Fall, 63-70
- Indiana's Academic Standards for Visual Art, 2000, Introduction, p.ii
- 注4を参照。

(平成15年9月11日受理)